

板橋区公害健康被害被認定者新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種の費用助成事業実施要綱

（令和7年 8 月 8 日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第4条第4項により公害医療手帳の交付を受けた者（以下「被認定者」という。）に対し、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項に基づき実施される新型コロナウイルス感染症に係る定期の予防接種（以下「新型コロナウイルス感染症に係る定期接種」という。）において、接種費用を助成し、もって健康の保持を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱による助成の対象者は、板橋区が認定した被認定者のうち、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種の対象者で、かつ、接種日現在において、当該定期接種を受ける際に当該被認定者において費用を負担する必要がある者（以下「対象者」という。）とする。

（助成額）

第3条 助成額は、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種に要した費用のうち、対象者の自己負担額と公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第26条第2項の環境大臣の定める基準（公害保健福祉事業に要する費用の算定基準表中、1区分 第1種、2種目 新型コロナワクチン接種費用助成事業、3基準額）に規定されている助成上限額を比較して、いずれか少ないほうの額とする。

（助成金交付請求）

第4条 助成金の交付請求は、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種における費用であることが確認できる資料を添えて、新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成請求書（別記様式）を区長に提出することにより行う。

2 請求の期間は、新型コロナウイルス感染症に係る定期接種を受けた日の属する年度の10月1日から翌年4月2日までとする。

（助成金交付決定及び支給）

第5条 区長は前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査のうえ助成金の支給について適当であると認めたときは支給の決定を行い、対象者に支給するものとする。この場合において、助成金の支給回数は対象者1名につき、1事業年度1回とする。

（決定の取消し）

第6条 区長は、対象者が偽りその他不正な行為により助成金の支給決定を受けたことが判明したときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第7条 区長は、前条の規定により助成決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金を支給しているとき又は助成金の支給後に過誤額が確認されたときは、助成決定者に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、保健所長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、同日以後新型コロナウイルス感染症に係る定期接種を受けた者に適用する。

別記様式（第4条関係）

新型コロナウイルス感染症予防接種費用助成請求書

公害医療手帳の記号番号	板橋（19）－		生 年 月 日	
被認定者氏名		男 ・ 女	年 月 日	
予防接種医療機関名	病院 医院（診療所） クリニック			
自己負担金額 （実際に支払った金額）	円	支給決定金額	※ 円	

※の欄は記入しないで下さい。

【注意】自己負担金額が助成上限額に満たない場合は自己負担金額を助成します。

添付書類を添えて、新型コロナウイルス感染症定期予防接種に係る自己負担金を請求します。
 なお、助成金は届出口座に振り込んでください。

年 月 日

請求者 住 所
 氏 名
 電話番号

（宛先）板橋区長

振 込 口 座	銀 行 信用金庫 信用組合		支店	
	口座番号		種別	普 通 ・ 当 座
	（フリガナ） 氏 名			

【注意】振込口座が未記入の場合、障害補償費・療養手当が振り込まれている口座に入金します。
 それ以外の口座をご希望の場合には、必ずご記入ください。

【補 足】